免責許可決定

平成２７年（フ）第３７号
島根県出雲市大津町358番地
破産者　中村　秀久
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

監督命令

平成２７年（再）第２号
埼玉県上尾市大字平方4280番地１
再生債務者　株式会社交設
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市大宮区桜木町４－210　鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
平成27年７月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再）第３号
茨城県古河市下辺見2586番地
再生債務者　大進興業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市大宮区桜木町４－210　鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
平成27年７月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再）第４号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1873番地３
再生債務者　ロードセイフティ工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市大宮区桜木町４－210　鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
平成27年７月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２７年（再）第３号
京都市右京区京北周山町下台20番地
再生債務者　羽田酒造有限会社
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年９月24日から平成27年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
茨城県筑西市市野辺180番地の11
再生債務者　株式会社つくば米穀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年７月28日　水戸地方裁判所下妻支部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
愛媛県松山市三津ふ頭１番地２
再生債務者　株式会社中辰
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年７月27日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３５号
千葉県八街市東吉田567番地２　グリーンハイツ103
再生債務者　松浦　圭佑
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月14日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月28日から平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１４号
さいたま市北区植竹町１丁目362番地　５－105号
再生債務者　高山　圭祐
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月１日から平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第５号
岐阜県養老郡養老町下笠4947番地10
再生債務者　日比　英明
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月25日から平成27年９月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２６年（再イ）第４４号
兵庫県伊丹市鈴原町３丁目40番地の５
再生債務者　芦田　　孝
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月１日から平成27年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第１０号
山梨県甲州市塩山下塩後520番地３
再生債務者　坂本　浩二
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月４日から平成27年９月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（再イ）第８号
静岡県沼津市岡宮1038－２　シティハイツすずき201
再生債務者　西堀　圭祐
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月31日から平成27年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（再イ）第１０号
静岡県御殿場市中山84番地の６
再生債務者　横山　直樹
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月31日から平成27年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（再イ）第１号
愛媛県新居浜市一宮町２丁目５番20号
再生債務者　岩﨑　秀一
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月２日から平成27年９月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（再イ）第２１号
福岡県久留米市三潴町田川178番地27　みづま平レガロ４号
再生債務者　塚本　伸二
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月１日から平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２７年（再イ）第２２号
福岡県久留米市三潴町田川178番地27　みづま平レガロ４号
再生債務者　塚本　利枝
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月１日から平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係